

2020年5月29日

各 位

株式会社TDモバイル

総務省による指導について

弊社は2020年5月29日付けで総務省から電気通信事業法に基づき、端末代金の値引きの適正化に関して行政指導を受けました。

これは2019年10月から2020年1月の4か月間に、弊社が運営するドコモショップでの端末販売の一部において、同法規則に定める上限額を超える利益の提供（2万円を越える値引きを伴う販売）を行ったことによるものです。

弊社は今回の指導を真摯に受けとめ、社員に対する教育と本部による監督機能の強化などにより再発防止を徹底するとともに、改めて法令順守に努めることで端末代金の値引きの適正化を図ってまいります。

以上